

「アクション・プラン」推進委員会(第6回)議事要旨

日 時：平成24年3月16日(金) 17:30~18:35

場 所：内閣府地域主権戦略室 会議室

出席者：

〔「アクション・プラン」推進委員会〕

川端達夫委員長(内閣府特命担当大臣(地域主権推進))、北川正恭委員(早稲田大学大学院教授)、後藤齋委員(内閣府副大臣)、福田昭夫委員(総務大臣政務官)

〔関係府省政務〕

園田康博内閣府大臣政務官、滝実法務副大臣、津田弥太郎厚生労働大臣政務官、森本哲生農林水産大臣政務官、北神圭朗経済産業大臣政務官、吉田おさむ国土交通副大臣、高山智司環境大臣政務官

〔関西広域連合〕

井戸敏三兵庫県知事、嘉田由紀子滋賀県知事

〔九州地方知事会〕

広瀬勝貞大分県知事

〔沖縄県〕

上原良幸沖縄県副知事

主な議題

- 1 国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度の基本構成案について
- 2 個別の事務・権限の移譲の検討について

-
- 1 福田委員から国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度の基本構成案及び個別の事務・権限の移譲の検討について資料に基づき説明が行われた。
 - 2 国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度の基本構成案及び個別の事務・権限の移譲の検討について意見交換が行われた。
 - 取組に当たっての基本的考え方は、地方整備局が発揮している現場力、統合力、即応力が引き続き担保される枠組みというものがぜひとも必要である。
 - 基本構成案について意見を申し上げると、
 - ・広域の実施体制については、既存の広域連合制度を前提とせずに考えていただきたい。
 - ・執行機関の在り方については、独任制と記述し、明確化していただきたい。
 - ・会議については、長が意見を聞く場合が具体的にどのような場合か検討した上で、

その必要性を判断する必要がある。

- ・区域の在り方については、基本となる全国のブロック割は、当初から法定する必要がある。
 - ・組織の安定性、永続性については、解散や脱退が容易にできないよう、区域内の全ての都道府県、政令市の加入を法定する必要がある。
 - ・事務等の移譲の在り方については、(1)、(2)及び(6)については、まさに個別の事務・権限毎に扱いを協議している段階なので、新たな内容を盛り込むことは見合わせていただきたい。
 - ・大規模災害時等の緊急時のオペレーションについては、協力するよう指示するというよりも、国家的規模の災害に対しては、大臣の統一的な指揮命令系統の下で、全国の組織の総力を挙げて、人員、資機材、高度な技術力を迅速かつ集中的に被災地に投入することが重要ではないか。国土交通大臣が広域的实施体制の長や職員に対して、協力の指示や要請にとどまらず、直接に指揮等ができる仕組みが必要。
- 個別の事務・権限の移譲の検討については、一級河川、直轄国道の整備管理の実施等については移譲するという前提だが、例えば一級河川の管理者は国土交通大臣であり、内閣府案のように広域的实施体制を当該一級河川の管理者とすることは制度上含まれていない。また、国と地方が役割分担をする指定区間管理制度の趣旨に照らしていけば、広域的实施体制の区域内で一律に国の役割がなくなるような指定をすることは、現在の河川法の体系上想定されていない。一般国道でも同様。内閣府の提案でやるならば、法改正をしないとできないと考えている。
- 一級河川、国道等の国の根幹的インフラというのは、国家の安全保障、国の根幹をどういうふうに考えていくのかという在り方も加味していただきたい。そういう中で、新たな事務類型を設け、国土交通大臣による特別の関与を設けることが不可欠、との考え方に変わりはない。この点は、前回の委員会で一定の理解が示されていたものと受けとめているところ。
- 現行法制上、広域的实施体制では実施できないもの、例えば港湾、公園、不動産業などがあるので、移譲の例外とすることが必要であるということを申し添える。
- 個別の事務・権限の移譲の扱いについては、現行の作用法の体系を十分踏まえた上で検討していただくことが必要。
- 資料3に関西広域連合の基本的な考え方を整理している。
- ・全ての事務・権限の丸ごと移管をお願いしている趣旨からしても、国の出先機関を残さないという意味でも、移譲の対象外とされている事務・権限は、原則として全て法定受託事務として移すことが基本なのではないか。本来、法定受託事務分と自治事務分とに仕分けて、自治事務を増やしていくべきという主張をしたいところだが、他の地域では国の出先機関が取り扱っている実情を勘案して、事務の仕分けをせず、全て法定受託事務ということで受けることで対応したい。国の処理基準に従った事務処理を行うので、全国統一性は十分確保できる。

- ・機関委任事務の復活になるような新しい仕掛けというのはいかがか。包括的な指揮監督権を制度化するというになると、今までせっかく地方分権で積み上げてきている事柄と全く正反対の方向で動いてしまうことになる。
 - ・緊急時の対応については、国土交通省の言う現場力、統合力、迅速性、これら全て連合が受けたからといっても不可欠な要素であることは間違いない。指示を受ければ我々は当然指示を前提として動くわけであり、近畿整備局長に大臣が指示をするのと実体的に変わることは無い。
 - ・逆にテックフォースを派遣してほしいとか、もっと情報を下さいとか、広域連合からの要請権についても与えていただきたい。
 - ・執行機関については、独任制にするか理事会制にするか、我々に選択させていただきたい。理事会制だと意思決定が遅れるという議論があるが、そうすると今の内閣の制度は常に意思決定が遅れているのかという話になりかねない。
 - ・執行役については、名前が役割に対して誤解を与えるおそれがある。執行責任を負うのは連合長であり、この役割は事務責任者に過ぎない。
 - ・区域の在り方について、一定の区域を前提にすることもやむを得ないかもしれないが、それ以外の区域も、広域連合に事務を委任するとか、出先機関の管轄区域の変更などにより対応することがあり得るのではないか。
 - ・持ち寄り事務について、何をもち寄るかについては、地方の自主性に委ねていただきたい。例えばスリーナンバー国道は、補助国道として都道府県に移譲されているが、これを連合に持ち寄ることになると、事務を吸い上げることになり、地方分権・地域主権に逆行する話になる。
- 今回の事務移譲については、国からダイレクトに移譲される仕掛けなので、広域連合の執行部と議会がきちんとそれに関与できる仕掛けを用意しておく必要がある。規約の改廃についての発議は、広域連合が議会に諮った上で、発議ができるというような仕掛けを入れることが必要。
- 基本構成案を前向きな提案だと受け止めたい。九州知事会として何点か申し上げる。
- ・執行機関の在り方について、合議性の要素を取り入れた独任制という感じなので、後は運用のところで決めて、合議性の精神を忘れずにやっていけばいい。運用の自由度が効くような規定の仕方を考えていただくのが大事。
 - ・効果的・効率的な広域行政の推進について、事務の持ち寄りについては、自分たちでしっかり決めていかなければならないとは思っているが、それを法定することにはならない。政令市の加入についても、前向きに考えていくことになっているが、法定で入れなければならぬと書くのはいかがか。組織の自由度があるように書いておいたらいかがか。
 - ・事務の移譲の在り方について、前回は、自治事務と法定受託事務のほかに第3の範疇でも考えるくらいのことをやらないとと申し上げたところであり、それを勘案していただいて、全ての事務は原則法定受託事務、移譲事務に関する事業計画を毎年度出し所管大臣の同意を得る、並行権限行使を柔軟に活用するというよう

に、これまでの法定受託事務とは全く趣の異なる第3の範疇みたいなものを考えていただいたのではないかと感じているところ。ここまでいけば、かなり信頼してもらってやっていけるのではないかと。

・一番心配なのは、財源。財源のところはしっかり規定をしていただく必要があるのではないかと。

○災害対策というのは、事前にどれだけリスクを想定して備えるかが必要。地元にいる人間が一番切実さが分かる。日常的な防災、減災計画というようなものにはほとんど触れられていないが、関西広域連合では、地震、津波、原子力災害、インフルエンザなどに対しても準備を始めている。同時多発の災害に対しては、自治体がまず責任を持つということを改めて覚悟させていただきたい。

○河川法あるいは道路法体系上考えられないとだけ言われても全く納得できないので、どういう法体系だから移管できないのかということをしっかり説明いただきたい。府県の中の一級河川、道路は権限移譲しようとする今までの地域主権改革でもやっていた。例えばハイグレードな公物管理という言い方をされるが、府県を越えたところはハイグレードだから広域連合に任せられないというのは、今回の地域主権改革の趣旨から大きくずれる。

○近畿地方整備局など何人かは本省と行ったり来たりするが、具体的に、例えば琵琶湖の出口の洗堰を操作しているのはプロパーの方達。住民のガバナンスを効かせるという意味の本来の地域主権改革の目的を達するために、この府県を越えた、つまり広域の河川・道路の権限、維持管理、建設まで含めて、お渡しいただきたい。

○経済産業省からは持ち寄りの話。出先機関の原則廃止という政権公約の精神は、当然地方分権の要素はあり、もう一つは、行政の効率化・簡素化の部分。出先機関を廃止したところで全く変わらない、あるいはより複雑になってしまうと、この趣旨が違ってしまうので、そこを非常に危惧している。実際にいろんな中小企業とか経済団体から反映させてほしいという強い要望がある。何か特段の理由がある場合は持ち寄らないこともあり得るかもしれないが、原則法定すべき。窓口を一本化することで行政の効率化にもつながるし、申請する立場でも非常にやりやすくなる。例えば立入検査とか、多少専門的な話も出て来るが、ばらばらに担当の役人がいるよりは、一つの箇所に集めて専門性の集積みたいなことを図ることも可能ではないか。

○パブリックコメントといった方法で、現場の企業とかあるいは住民の声も出来るだけ反映して、国民的議論にしていくべき。

○個別の業務よりも、まずやらないといけないのは、器の部分を早く確定して、これを早く法律に落とし出す方が、検討も効率よく進むのではないかと。

○災害時のオペレーションの話で指揮ということを先程相当申し上げたのは、阪神大震災の時に、当時知事が公用車が来るのを待っていて、結果として自衛隊への災害出動要請が来なくて出られなかったということをお聞きしたことがある。災害時に、指揮権は非常に大きなものだと思う。

○今の例と指揮命令の話は全然違う。

- 先程、理事会を内閣に例えて言われたが、理事会は知事になり、内閣は皆ここにおいて仕事をしているので、そこが少し違う。
- 地方整備局の事務量の大半を占める河川・国道の整備管理を移譲するという事は、全体として検討していることは理解いただきたい。先ほど申し上げた話は、内閣府が提案している指定区間制度を活用する案についてのもの。今回議論しているのは、大臣から整備局長に委任されているものなので、現行法の体系を変えるということであれば、法改正が必要ではないかと申し上げた次第。また、指定区間制度は客観的基準で判断した重要度に基づく国と地方の役割分担の制度であり、相対的な重要度が何ら変わらないにも関わらず、一部ブロックだけ一律に国の役割がなくなる指定をする制度とするということも法体系の中で想定されていない。
- 持ち寄りはいろいろ実態を見ながら決めていかなければならない問題であり、それを法定するというのはなかなか難しい。また、持ち寄ったら逆に遠くまで行かなくてはならないということにもなり、実態をいろいろ考えてみなくてはならない。
- 執行機関については選択制でという話があったが、合議制の要素を取り入れたということで、独任制という形でこれからメインに考えさせていただきたい。
- これをパブコメにかけて欲しいということについては、この場である程度まとまって、地域主権戦略会議でまとまって行かないと出来ないで、そのスタンスで臨む。
- 国交省におかれても、指揮にこだわるのではなく、法定受託事務にした時に国のレベルとしてどこを最低限守らないといけないのか、大規模災害が起こった時に何を国交大臣は要望するのかということについては、個別法の問題についても柔軟に対応するという事は繰り返し話しているので、是非そのような形で収斂をして、今までの議論の成果が生きてくるような形にしていかなければいけないと思う。
- 今国会に提出されるという中身については、北海道と沖縄の取扱いをどうするのか、表現ぶりがどうなるのか、これから調整していただきたい。
- 経済産業省としても、法定できっちりと全部持ち寄らなければならないとか、そういう硬いことは考えていない。何らかの形で表現ぶりはいろいろ工夫したいと思う。
- 権限の問題について、国と地方の関係が上下関係とか、あるいは主従関係みたいにするということは、これは地域主権改革から逆向きになると理念的には思っているので、ここはしっかりと踏まえさせていただきたい。基本構成案では、原則として法定受託事務とするとか、国による関与を必要に応じて柔軟に設けるとか、かなり柔軟に想定しており、国による特別の関与は、国の指揮監督権を意味するという事にはなじまない議論だと思っている。かなり幅広く国の関与を想定する表現にしたので、この案で対応できないか、もう一度真摯に議論いただきたい。
- 今日の予算委員会の質問の中でも、総理がこの国会で法律を出すように鋭意頑張っているという決意を改めて披瀝されたような経過もあった。改めて皆さんの最大限の協力をお願い申し上げたい。
- 先般来、手分けをしながら政府として市町村長とも意見交換する場を設けてきている。今日の仕組みの中でも市町村の意見を聴く仕組みを構築する提案をさせていた

だいた。知事におかれても、それぞれ地元の市町村ともしっかり意見交換をして理解が深まるようお願いをしたい。

(以上)